《 事務所ニュース 2020年7月号》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

URL: http://kashiwa-iwasaki-sr.com

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252 E-mail: info@kashiwa-iwasaki-sr.com

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業で報酬が著しく下がった場合の 特例改定について

6月25日、日本年金機構は、新型コロナウイルス 感染症の影響による休業で報酬が著しく下がった 人について、通常の随時改定(4カ月目に改定)に よらず、特例により翌月から改定可能としたことを 公表するとともに、リーフレットや詳細説明、様式 (特例改定用)、申立書、同意書(参考様式)をホ ームページに掲載しました。

特例改定の概要は、次のとおりです。

【対象者】

- ●新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時 間単位を含む)があったことにより、令和2年4 月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月 が生じた方
- ●著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総 額(1カ月分)が、すでに設定されている標準報 酬月額に比べて2等級以上下がった方
- ●本特例措置による改定内容に本人が書面により 同意している
- (注1) 固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変 動がない場合も対象となります。
- (注2)被保険者本人の十分な理解に基づく事前の 同意が必要となります(改定後の標準報酬月額に基 づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出 されることへの同意を含みます)。
- (注3) 本特例措置は、同一の被保険者について複 数回申請を行うことはできません。
- (注4) 2等級以上下がった方には、以下の場合を 含みます。
- ・健康保険第50級または厚生年金保険第31級の標 準報酬月額にある方(健康保険は141万5,000円以 上、厚生年金保険は63万5,000円以上である場合

に限る) が降給したことにより、健康保険第49級 または厚生年金保険第30級以下に該当することと なった場合

・第2級の標準報酬月額にある者が降給したことに より、その算定月額が健康保険は5万3,000円未満、 厚生年金保険は8万3,000円未満となった場合

【対象となる保険料】

- (令和2年4月から7月までの間に休業により報 酬等が急減した場合)令和2年5月から8月分ま での保険料
- (注) 令和3年1月末日までに届出があったものが 対象となります。それまでの間は遡及して申請が可 能ですが、事務の複雑化や年末調整等への影響を最 小限とするため、できるだけ速やかに提出をお願い します。
- (注)申請により保険料が遡及して減額される場合、 被保険者へ適切に保険料を返還する必要がありま

【申請手続】

- ●月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し、令 和2年6月26日(金)から令和3年2月1日(月) までに管轄の年金事務所に申請する
- (注1)管轄の年金事務所へ郵送してください(窓 口へのご提出も可能)。事務センターへ郵送しない ようご注意ください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築 個別年金相談(老齢・障害・遺族) 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行